埼玉	1.001	1.127	0.865		
千葉	1.000	1.084	1.051	1.503	
東京	1.023	1.193	0.877	0.989	
神奈川	1.012	1.152	1.049	1.012	
新潟	0.973	0.925	1.057		
富山	0.978	0.956	1.052		
石川	0.983	0.845	1.051		
福井	0.996	0.895	0.833		
山梨	1.011	0.938	0.839		
長野	1.003	0.960	0.864		
岐阜	1.002	0.934	0.853		
静岡	0.999	0.960	1.048	1.047	
愛知	1.000	1.065	1.056		
三重	1.007	0.999	1.043		
滋賀	1.019	1.002	1.065		
京都	1.004	1.003	1.063		
大阪	0.989	1.020	0.965		
兵庫	1.022	1.064	0.871		
奈良	1.023	1.011	1.047		
和歌山	1.002	0.940	1.027		
鳥取	0.988	0.960	1.047		
島根	0.970	0.824	1.025		
岡山	0.996	0.976	1.034		
広島	1.001	0.963	1.047	1.023	
山口	0.991	0.985	1.024	0.885	
徳島	0.999	0.928	1.043		
香川	0.998	0.868	1.030		
愛媛	0.999	0.957	1.036		
高知	0.984	0.955	1.031		

福岡	0.997	0.971	1.026	1.234	
佐賀	0.985	0.740	0.980	0.987	
長崎	0.986	0.942	0.848	0.815	
熊本	0.988	0.946	1.029	0.644	
大分	0.988	0.945	1.024		
宮崎	0.989	0.952	1.025		
鹿児島	0.980	0.940	1.016		
沖縄	0.958	0.895	1.025	1.011	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第七十三号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「1.0552978」を「1.0145261」と改め、同条第五項中「1.0553009」を「1.0144892」に改める。

第七条第一項中「令及び」を「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）及び」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第七十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び第二号に掲げる額の合算額」を「に掲げる額」に、「第一号及び第三号に掲げる額の合算額」を「第二号に掲げる額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「〇・二七三一」を「〇・三一三一」に、「一・〇〇〇九二五二」を「〇・九八八七七六五」に改め、同号中ホを削り、ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十四年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）